

最低制限価格を決定する際の無作為（ランダム）係数の採用について

1. 最低制限価格の決定は、最低制限基本価格に無作為（ランダム）係数を乗じ得た価格を、最低制限価格とします。
2. 最低制限価格を決定する際の基となる価格は、市が現在まで算出していた最低制限価格を最低制限基本価格（1万円未満切り捨て）とします。（最低制限基本価格の算定基準は、各最低制限価格取扱要領を参照）
3. 無作為（ランダム）係数は、「1.0000」から「1.0400」までの「0.0005」刻みの数値で81通りとします。（1.0000、1.0005、1.0010・・・1.0390、1.0395、1.0400）
4. 無作為（ランダム）係数の決定は、開札日当日、開札立会いのため会場に会場に来場した入札参加者の代表者（入札参加者の立会がない場合は入札事務に関係のない職員）が、無作為（ランダム）係数をくじ引きにより決定することとします。
なお、くじを引く代表の希望者が複数ある場合は、代表者を決定するためのくじ引きを行い代表者を決定することとします。
5. 無作為（ランダム）係数のくじ引きは、係数が記載された81枚のカードを抽選箱から代表者が引き、そのカードに記載された数値を、無作為（ランダム）係数とします。
6. 無作為（ランダム）係数のくじ引きは、過度の開札時間の増加及び最低制限価格算出の違算等を防止するため、開札当日の開札開始直前に1回のみ実施し、最低制限価格を設ける全案件に同一の無作為（ランダム）係数を適用するものとします。
また、決定した無作為（ランダム）係数は、開札立会者控室に開札終了まで掲示し公表するものとします。
7. 最低制限価格の決定は、開札執行者が事前に設定された最低制限基本価格書を開封し、最低制限基本価格書の税抜き価格及びくじ引きにより決定した無作為（ランダム）係数を、入札事務担当者がパソコンのExcel計算シートに入力し最低制限価格を決定します。
8. 算出された最低制限価格（税抜き）の端数処理は、千円未満切り捨てとします。
9. 最低制限価格（千円未満切り捨て）の決定後、パソコンのExcel計算シートを保存し、決定経緯を明らかにしておくものとし、最低制限基本価格及び最低制限価格の公表については、当該案件の契約締結後に公表（事後公表）します。

※ 最低制限価格決定の流れは、決定方法フロー図をご覧ください。

無作為（ランダム）係数方式による最低制限価格の決定方法フロー図

《開札日同一係数適用方式》

